

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第52号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則（昭和25年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第10条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第18条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第4条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名、<u>生年月日及び性別</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第10条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）</u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)</p> <p>第18条の8 略</p> <p>2 略</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク等</u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを</p>

知事に交付する方法

知事に交付する方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は令和7年4月1日から施行する。